



2012  
号外

みつしろ「市議会ニュース」

We♥  
DAITO

無党派・市民派

大東市議会議員・「市民オンブズ大東」代表

みつ しろ とし お  
**光城 敏雄**

住所 〒574-0024 大阪府大東市泉町2-7-18  
TEL 072-875-4829  
FAX 020-4623-1016  
携帯 090-9990-6527  
携帯メール M09099906527@softbank.ne.jp  
パソコンメール se5t-mtsr@asahi-net.or.jp

【光城】Webへ

光城敏雄

検索



# 権利の放棄問題、ついに決着!?

## 住民訴訟を議会が骨抜きにした事件

### 首長の違法支出 議会が「帳消し」

### 最高裁統一判断へ

住民訴訟で首長による「違法支出」が認められたのに、地方議会が「帳消し」にするのは有効か。最高裁第二小法廷（千葉勝美裁判長）は、この点が争われている6件の訴訟の弁論を3月30日に開くことを決めた。神戸市、大阪府大東市、栃木県さくら市の原告住民と、被告となった各市長の双方の主張を聞く。

神戸市の訴訟は4件あり、このうち外郭団体職員への人件費をめぐる訴訟では一審・神戸地裁判決が支出の一部約45億円を違法とし、市長らに返還させるよう市に命じた。市議会が返還請求権の放棄を議決する

と、二審・大阪高裁判決は「議決権乱用で、無効」と指摘。土地購入費をめぐるさくら市の訴訟でも、二審・東京高裁判決は同様の判断だった。一方、非常勤職員への退職慰労金をめぐる大東市の訴訟では、一審で市長が敗訴後、市議会が請求権放棄を議決。二審・大阪高裁判決は「放棄するかは議会の判断に委ねられている」と述べ、有効と判断していた。

▲朝日新聞 2012年1月25日

# 最高裁の判断に期待しましょう!

## 3月30日

住民が勝訴した後、自治体が首長に請求する必要があるのに、地方議会が議決で首長への請求権を放棄する例は各地で相次いでおり、「行政をチェックする住民訴訟の意義がなくなる」と問題視されている。6件の訴訟では下級審で議決の有効・無効の判断が分かれています。最高裁判決で統一した判断が示される見通しとなった。

自治体の公費支出を違法として首長に返還させるよう求める住民訴訟が起きた後、議会が行った返還請求権放棄の議決は有効か否かが争われた6件の訴訟の原告は神戸市（4件）と栃木県さくら市、大阪府大東市の各住民。被告は神戸市（4件）と栃木県さくら市、大阪府大東市の各市長。大東市では、市議会が控訴審結審後に返還請求権放棄を議決。2審・東京高裁判決は議決を「三権分立の趣旨に反し無効」とした。大東市が非常勤職員に支払った退職慰労金の返還を求めた訴訟では、2審・大阪高裁判決が請求権放棄議決を有効と判断。一仮に退職慰労金の支給が違法だったとしても、議決で請求権は消滅した」と述べ、首長の返還義務はないとした。【石川淳一】

と、二審・大阪高裁判決は「議決権乱用で、無効」と指摘。土地購入費をめぐるさくら市の訴訟でも、二審・東京高裁判決は同様の判断だった。一方、非常勤職員への退職慰労金をめぐる大東市の訴訟では、一審で市長が敗訴後、市議会が請求権放棄を議決。二審・大阪高裁判決は「放棄するかは議会の判断に委ねられている」と述べ、有効と判断していた。

▲毎日新聞 2012年1月25日

## 「請求権放棄」どう判断 公費返還訴訟 最高裁、3月に弁論

自治体の公費支出を違法として首長に返還させるよう求める住民訴訟が起きた後、議会が行った返還請求権放棄の議決は有効か否かが争われた6件の訴訟の原告は神戸市（4件）と栃木県さくら市、大阪府大東市の各住民。被告は神戸市（4件）と栃木県さくら市、大阪府大東市の各市長。大東市では、市議会が控訴審結審後に返還請求権放棄を議決。2審・東京高裁判決は議決を「三権分立の趣旨に反し無効」とした。大東市が非常勤職員に支払った退職慰労金の返還を求めた訴訟では、2審・大阪高裁判決が請求権放棄議決を有効と判断。一仮に退職慰労金の支給が違法だったとしても、議決で請求権は消滅した」と述べ、首長の返還義務はないとした。【石川淳一】

と、二審・大阪高裁判決は「議決権乱用で、無効」と指摘。土地購入費をめぐるさくら市の訴訟でも、二審・東京高裁判決は同様の判断だった。一方、非常勤職員への退職慰労金をめぐる大東市の訴訟では、一審で市長が敗訴後、市議会が請求権放棄を議決。二審・大阪高裁判決は「放棄するかは議会の判断に委ねられている」と述べ、有効と判断していた。

▲毎日新聞 2012年1月25日



# いよいよ3月30日 最高裁判所はしっかり判断できるのか?

## 事件経過

● 大東市では「非常勤職員退職慰労金」と称して、非常勤職員に給与条項主義に反して違法な退職金を支給していた。その額、9年間で合計約4,300万円。

① 平成19年12月18日

住民のみつしろは大阪地裁に**提訴**。  
(平成18年10月からの一年分、約270万円)

② 平成20年8月7日

大阪地裁は、大東市の違法性を認め、「約270万円を大東市長に請求をするよう、担当職員にも約119万円を請求するよう」など命じた。住民の**勝訴**。

③ 同年8月19日

被告市長は大阪高裁に**控訴**。  
11月19日第1回弁論  
大阪高裁は一度、賠償させる和解案打診  
和解期日が2回(11月28日、12月19日)に設けられたが、市長は和解を**拒絶**。

④ 同年12月22日

大東市議会は、十分な審議もなく、司法判断にかかわらず**損害賠償請求を放棄**する議案を即日議決した。  
(訴訟の原告でもある光城敏雄議員を違法にも強制的に除斥させ、残りの議員は全員賛成)

⑤ 平成21年2月24日

大阪高裁は結審。  
結局、高裁は3月26日に住民のみつしろの訴えを、なんと**却下**。

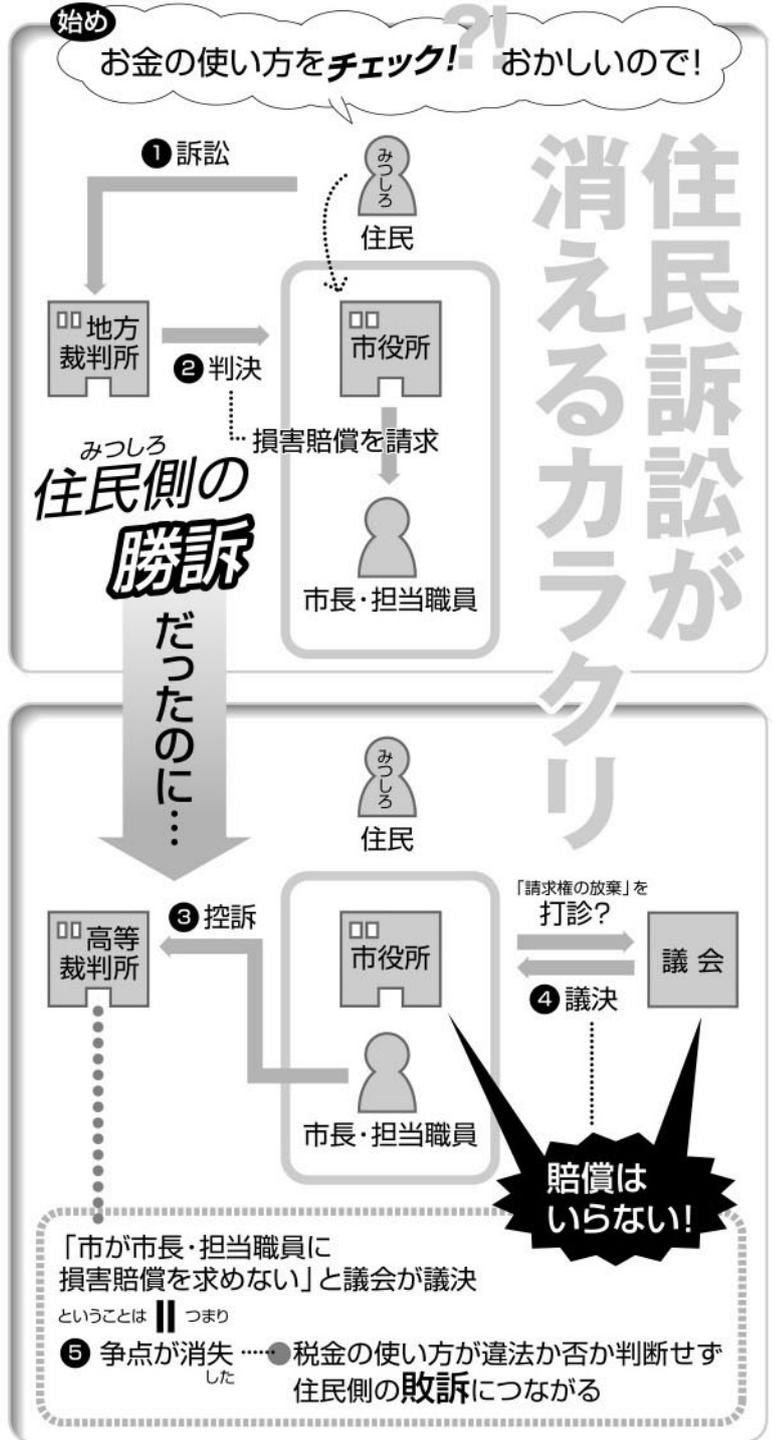
判決文に、議会の議決で、「本件各損害賠償請求権は本件議決により消滅したというしかない」とあります。  
**裁判所の自立した判断はどこに行ったのでしょうか。**

● 同年5月21日

原告の光城は最高裁判所に**上告**しています。 ※1面参照

**権利の放棄問題は別件で提訴!**

平成21年12月15日、光城敏雄と67名の市民のみなさんと住民監査請求を提出。監査委員は請求を却下。平成22年2月18日、地裁に「債権放棄議決濫用損害賠償請求事件」として**提訴**。



※注 上記で「議会」とあるのは、みつしろが参加していない議会です。

# 記者の目



日野 行介  
社会部

## 「議決権乱用」議会戒めた大阪高裁判決

が市に求めた。1審に続き大阪高裁は「市の職務に従事しない職員に給与を支給できないのは当然」と違法性を認め、約55億円を市長に請求するよう市に命じた(市は上告)。

「住民訴訟制度を根底から否定する『議決権の乱用』。判決文から裁判長の強い批判の思いが伝わるようだ。

神戸市の補助金をめぐる訴訟で、大阪高裁(大谷正治裁判長)は昨年11月、矢田立郎市長への返還請求の権利を放棄する市議会の議決は無効との初判断を示した。原告が勝訴しても無意味になる条例を司法が指弾した意味は大きい。その後、東京高裁も同じ判断を示した。これを機に、住民訴訟の意義が再認識されることを期待したい。

02年9月の地方自治法改正による住民訴訟制度の変更がそれを加速させた。改正前は首長に訴訟を起こせたが、個人負担が重すぎる。などの首長側の不満を受け、首長に返還を求めよう自治体を相手に訴える形に変わった。自治体が首長側に立つ構図になるとして、有識者や住民団体は「住民訴訟が骨抜きにされる」と懸念していた。それが現実のものになりつつある。

請求権放棄の議決は、住民訴訟への対抗策という以外に目的が見当たらないが、これまでの判決は議決を尊重して住民側の請求を退けてきた。神戸市は、敗訴した神戸地

# 住民訴訟の意義 考えよ

◇住民訴訟で議会が請求権放棄を議決した例◇

自治体	支出内容	訴訟と放棄議決の経緯
千葉県鋸南町	納税貯蓄組合への補助金	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審は住民勝訴(04年10月)で敗訴、確定
新潟県安塚町(現上越市)	第三セクターへの派遣職員給与	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審は住民勝訴(04年11月)で敗訴、確定
山梨県玉穂町(現中央市)	公共工事の談合事件を巡る損害賠償	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審で住民勝訴(07年3月)で敗訴、確定
埼玉県久喜市	土地区画整理組合への派遣職員給与	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審で住民勝訴(07年12月)で敗訴、確定
大阪府茨木市	臨時職員への一時金	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審も住民勝訴(08年9月)、市側上告中
大阪府大東市	非常勤職員への退職慰労金	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審で住民勝訴(09年3月)、上告中
東京都檜原村	非常勤職員の手当	2審で住民勝訴後に放棄議決。1審で住民勝訴(09年3月)で敗訴、上告中
栃木県氏家町(現さくら市)	浄水場用地の購入費	1審で住民勝訴後に放棄議決。2審で住民勝訴(09年9月)で敗訴、無効の判断(12月)

裁判決(08年4月)の後の昨年2月、政令市で初めて、係争中の返還請求権を放棄するための条例改正案を議会に提出、議会は民自公の与党会派の賛成多数(賛成49、反対16)で可決した。市人事課は「市長個人や団体が支払える金額ではない。判決が確定すれば市政運営に影響しかねない」と提案理由を説明する。

## 監視機能 取り戻せ

これに対し、判決は「議決は市の違法行為を放置し、是正の機会を放棄するに等しく、住民訴訟制度を無にする」と指摘した。市は「市民に実質的損害を与えていない」と主張しながら、補助金や委託料のうちの人件費や派遣職員の人数すら明らかにしない。「市は職員を外郭団体に天下りさせ、補助金や委託料で高給を維持している」という住民側主張に説得力がある。

ようでは、「なれ合い」と批判されても仕方がない。政府の地方制度調査会は昨年6月、「住民訴訟に係争中の請求権放棄を制限すべきだ」とする答申を麻生太郎首相(当時)に提出した。委員の斎藤誠・東京大教授(行政法)は「議会の監視機能が欠如しているのは明らかで放置できない。議決を無効とする司法判断が固まるか法律で制限するほかない」と話す。

請求権放棄に賛成した神戸市議らは「原告はいつも訴訟を起こす人だから」などと語った。カラ出張や官官接待、談合など自治体の違法な公金支出を是正するために住民訴訟が果たした役割は大きい。それが議員にも敵視されているのであればほむかしい。白藤博行・専修大教授(行政法)は、住民訴訟は裁判所を通して行使する参政権。その権利が危機にひんしている」と指摘する。地域主権が叫ばれる中、住民訴訟の意義や重要性はより高まるはずだ。

全国的にも注目

# TVでも権利の放棄問題が 取り上げられました



◀TBS TV09年12月16日 みのもんたの「朝ズバッ!」より



◀読売TV09年9月7日「ニュースten」より



係争中 傍聴歓迎!!

最高裁 平成21年(行ノ)第21号 非常勤職員退職金損害返還等請求事件

地裁 平成20年(行ウ)第170号 ごみ収集 長年の違法な随意契約

地裁 平成22年(行ウ)第31号 債権放棄議決濫用 損害賠償請求事件 ( `へ ` #)

地裁 平成23年(行ウ)第108号 指定管理者選定問題 非公開決定取消訴訟



大阪地裁では勝ちましたが、議会の権利放棄の後、高裁で負けました。最高裁判所の良心が問われるところです。

随意契約を改善させなければ! 競争入札をしているさまざまな自治体に比べて、3倍以上も支払っています。現在はプラ回収も加わり11億円に上っています。

私は直接の利害関係がないのに議決では違法にも除外されました。議員の権利を奪い、無理な債権放棄議決で地裁の判決をないものとしたことを、しっかりと司法が裁かないといけませんね。

他市ではしっかりとネットなどで公表しているのに大東市は遅れています。指定管理者の申請に関連して、申請団体の順位、採点結果、また選定審査委員の採点項目の非公開を取り消すように6月8日に提訴しました。

このニュースを置いていただけるお店を募集しています。 現在、こちらに置かせていただいています。

<p><b>Jeans Shop iB</b></p> <p>氷野 tel 872-0272</p>	<p>佐々木毅 司法書士事務所</p> <p>夫婦二人でやっています</p> <p>鴻池新田駅前 tel 06-6745-7591</p>	<p><b>大東書店</b></p> <p>赤井 tel 872-0040</p>	<p>HAIR &amp; MAKE</p> <p>流線行</p> <p>御供田 tel 875-3560</p>
--	---	---	---

たくさん配っています。  
お手伝いして下さる方、配れる数だけお好きな時間に

よろしくお願ひいたします。